

官報
號外

平成十五年七月十一日

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

省令で定める安全阻害行為等の内容と今後の見直しその他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○ 第百五十六回 參議院會議錄第三十九號

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

午後零時一分開議

○議事日程 第三十九号

正午開議

外語院送付

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(會田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 成田国際空港株式会社法案
日程第二 航空法の一部を改正する法律案

以上両案を一括して議題といたします。

国土交通委員会
長藤井俊男君。
委員長の報告を求めます

平成十五年七月十一日 参議院公議録第三十九号 成田国際空港株式会社法案外一件 刑法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

平成十五年七月一日 参議院会議録第三十九号

第三十九号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

要領書	第一 章 総則	第二 章 事業等
<p>一、委員会の決定の理由 本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人である新東京国際空港公団を解散して成田国際空港株式会社を設立することとし、その名称、目的、事業の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>一、費用 本法施行のため、特に費用を要しない。</p>	<p>(会社の目的) 第一条 成田国際空港株式会社(以下「会社」といふ。)は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>	<p>(事業の範囲) 第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p>
<p>成田国際空港株式会社法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よって国会法第八十三条により送付する。</p>	<p>一 成田国際空港の設置及び管理 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理</p>	<p>三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれら施設以外の施設で成田国際空港を利用する者に利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理</p>
<p>成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一条第四項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。</p> <p>2 前項の基本計画に關し必要な事項は、政令で定める。 (商号の使用制限)</p> <p>成田国際空港株式会社法案 成田国際空港株式会社法</p>	<p>四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業 ハ イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの</p>	<p>五 前号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業 イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するため必要であると認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の發揮に資するものを行う者に対し、出えるする事業</p>
<p>第一章 総則(第一条~第四条) 第二章 事業等(第五条~第十四条) 第三章 雑則(第十五条~第十七条) 第四章 罰則(第十八条~第二十三条) 附則</p>	<p>六 前号に掲げる事業に附帯する事業 七 前号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業 八 会社は、前項第七号の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。 (生活環境の改善に対する配慮等)</p>	<p>第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんが</p>

み、その事業の実施に当たり常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならない。

2 国は、会社が前条第一項第四号及び第五号の事業を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

(一般担保)

第七条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(資金の貸付け)

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に

対し、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(新株、社債及び借入金)

第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条规定す

る短期社債を除く。第二十二条第一号において同じ。)を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新

株予約権が行使されたことにより新株を発行し

ようとするときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

3 会社は、第一項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八

第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業計画)

第十一條 会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(定款の変更等)

第十三条 会社の定款の変更、利益の処分又は損

失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第十四条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

3 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十条 第十八条第一項の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

(協議)

第十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三条第一項の基本計画を定めようとするとき。

二 第五条第二項、第九条第一項、第十二条、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

三 第五条第二項、第九条第一項、第十二条、第十二条又は第十三条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするとき。

空港債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該新東京国際空港債券又は借入金についての財政融資資金法(昭和二十六年法律第二百号)第十一条第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。

4 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該新東京国際空港債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

(政府の出資)

第十四条 政府は、当分の間、必要があると認めるとときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(債務保証)

第十五条 政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、

国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一項第一号から第三号までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)に

ついて、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるものほか、会社が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(商号についての経過措置)

第十六条 第四条の規定は、この法律の施行の際に現にその商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十七条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う農地法の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第六条の規定により公団が会社に對し行う出資に係る農地法(昭和二十七年法律第三百一十九号)第二条第一項に規定する農地

又は採草放牧地についての権利の取得については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条 附則第二条から前条までに規定するもののか、会社の設立及び公団の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港公団法の廃止)

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第二十一条の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三条第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十六条の二の前の見出しを削り、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「(第一種空港等の特例)」を付し、第五十六条の三を第五十六条の二とする。

第五十六条の四第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「但書を「ただし書」に改め、同条を第五十六条の三とする。

第五十六条の四第一項中「第五十六条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「但書を「ただし書」に改め、同条を第五十六条の三とする。

第五十六条の五第六項「ただし書」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱い」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六条の四とする。

第二十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十一条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百三十六条の二第一項第一号中「新東京国際空港公団」を削る。)

(航空法の一部改正)

第二十四条 航空法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の五」を「第五十六条の四」に改める。

第三十八条第一項中「及び新東京国際空港公団」を削る。

第五十五条の三の前の見出し、同条及び第五十六条を削る。

第五十六条の二の前の見出しを削り、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「(第一種空港等の特例)」を付し、第五十六条の三を第五十六条の二とする。

第五十六条の四第一項中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「但書を「ただし書」に改め、同条を第五十六条の三とする。

第五十六条の五第六項「ただし書」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱い」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六条の四とする。

第五十六条の五第六項「ただし書」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱い」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六条の四とする。

第五十六条の五第六項「ただし書」を「ただし」に改め、同条第七項中「差別的取扱い」を「差別的取扱い」に改め、同条を第五十六条の四とする。

第二十五条 前条の規定の施行前に同条の規定に

官報(号外)

よる改正前の航空法第五十五条の三第一項若しくは第二項又は第五十六条の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の航空法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(関税法の一部改正)

第二十六條 関税法(昭和二十九年法律第六八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中、「新東京国際空港公団」を削り、「港湾施設」の下に「若しくは空港施設」を加える。

第三十八条第一項中、「地方公共団体及び新東京国際空港公団」を「及び地方公共団体」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中、「新東京国際空港」を削る。

(空港整備法の一部改正)

第二十八条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

第三十条第一項中「新東京国際空港は新東京国際空港公団」を「成田国際空港は成田国際空港株式会社」に改める。

第三十一条中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港」に改める。

(所得税法等の一部改正)	二年法律第百十号の一部を次のように改正する。 第一条中「ひん繁な」を「頻繁な」に、「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
第一十九条 次に掲げる法律の表新東京国際空港表第一	第二十九条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
二 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)別表第一第一号の表	第二十六条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一	第二十七条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「一を」を「いずれかを」に改め、同条第三項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一	第二十八条第一項中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
五 消費税法(昭和六十三年法律第八八号)別表第一第一号の表	第二十九条第一項第三号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。
六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)別表第一	第三十条第一項中「この会計に帰属する国庫納付金」の下に「、この会計に所属する株式の処分による収入」を加える。
七 第三十条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	第三十二条空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
八 第三十一条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	第三十三条第一項中「並びに前条第一項」を削り、「成田国際空港」に改める。
九 第三十二条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	第六条を削る。
十 第三十三条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	第七条第一項中「並びに前条第一項」を削り、「成田国際空港」に改める。
十一 第三十四条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	第八条を第七条とし、第八条の二を第八条とする。
十二 第三十五条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	附則第八項に次の一号を加える。
十三 第三十六条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合
十四 第三十七条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	航空法の一部を改正する法律案
十五 第三十八条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
十六 第三十九条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	平成十五年七月十日
十七 第四十一条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	国土交通委員長 藤井 俊男 参議院議長 倉田 寛之殿
十八 第四十二条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	審査報告書
十九 第四十三条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	要領書
二十 第四十四条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	一、委員会の決定の理由
二十一 第四十五条 前条(同条第六号に係る部分に限る。)	本法律案は、最近における航空輸送をめぐる

官報(号外)

第一百一十条中「至つたとき」の下に、「又は会社である本邦航空運送事業者の持株会社等が同項第四号に掲げる者に該当するに至つたとき」を加え、「その者」を「当該本邦航空運送事業者」に改め及びその持株会社等」を加える。

第一百一十九条第一項中「第四条第一項各号」を「第一百一十九条第一項中「本邦航空運送事業者」の下に五百五十条中「一に」を「いずれかに」に改める。

五百二十九条第一項第五号イ又はホに加える。

五百三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百一条第一項第五号、五百十条、五百二十条、五百二十条の二及び五百十九条第一項の改正規定並びに次条及び第四条第三条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

第三条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、同条の持株会社等が、その株式を取得した新法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときにおける新法第一百二十条の二第一項の規定の適用については、同項中「その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応することにより同項第四号に該当することとなるときは」とあるのは、「その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合には」とする。

（附則）

刑法の一部を改正する法律案

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第百七十六条から第一百七十九条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪及び第一百八十二条(強制わいせつ致死傷)の罪)

二 第百九十九条(殺人の罪及びその未遂罪)

三 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害致死)の罪

四 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪

五 第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪)

六 第二百三十六条(強盗)及び第二百三十八条から第二百四十一条まで(事後強盗、昏醉強盗)

第一百一十条中「至つたとき」の下に、「又は会社である本邦航空運送事業者の持株会社等が同項第四号に掲げる者に該当するに至つたとき」を加え、「その者」を「当該本邦航空運送事業者」に改める。

(経過措置)

附則第一条

前条ただし書の規定の施行の際現にこの法律による改正前の航空法第一百条第一項の許可を受けて航空運送事業を經營している会社の持株会社等が前条ただし書の規定の施行の日においてこの法律による改正後の航空法(以下「新法」という)第四条第一項第四号に掲げる者に該当する場合における当該航空運送事業を經營している会社に係る航空運送事業の許可の失効については、前条ただし書の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第一百二十条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

則の適用については、なお従前の例による。

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案

平成十五年七月十一日 参議院会議録第三十九号

る法律案 投票者氏名

並びにこれらの罪の未遂罪
盜、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)の罪

第五条中「第二条」を「第三条、第三条の二」に改める。

第四条の「中前二条」を第一条から前条までに改める。

— 1 —

附
見

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の刑法第三条の二

の規定並び

号)第一条ノ一第三項及び附則第四条による改正後の人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第五条の規定(刑法第三条の二に係る部分に限る。)は、この法律の施行前にした行為については、適用しな

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)
第三条　暴力行為等処罰に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第三項中「第三条」を「第三条、第三条の二」に改める。

(人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正)

官 報 (号 外)

本田 良一君 円 より子君 築瀬 進君
山根 隆治君 和田ひろ子君 藤科 満治君
木庭健太郎君 魚住裕一郎君 風間 旭君
白浜 一良君 遠山 清彦君 統 訓弘君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
山本 香苗君 松 あきら君 山口那津男君
井上 美代君 渡辺 孝男君
市田 忠義君 井上 美代君
紙 緒方 靖天君 小泉 親司君
西山登紀子君 八田ひろ子君 宮本 岳志君
吉川 春子君 宮本 大門実紀史君

松井 柳田 峰崎 直樹君
山本 若林 孝史君
秀樹君
荒木 清寛君
加藤 修一君
草川 昭三君
沢 たまき君
高野 博師君
鶴岡 洋君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
森本 晃司君
森下 栄一君
山本 保君
井上 哲士君
池田 幸吉君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
畠中 美恵子君
吉岡 紀子君
君枝君
富樫 練三君
岩本 吉典君
莊太君

<p>賛成者氏名</p> <p>出、衆議院送付)</p>	<p>反対者氏名</p>	<p>日程第三　刑法の一部を改正 出、衆議院送付)</p>	
阿南 一成君	山本 正和君	松岡満壽男君	西岡 武夫君
愛知 治郎君	大脇 雅子君	田村 秀昭君	大江 康弘君
荒井 正吾君	田 英夫君	平野 達男君	
有村 治子君	又市 征治君	山本 正和君	
市川 一朗君	黒岩 宇洋君	大脇 雅子君	
岩井 國臣君	中村 敦夫君	田 英夫君	
岩永 浩美君	本岡 昭次君	又市 征治君	
魚住 汎英君		黒岩 宇洋君	
尾辻 秀久君		中村 敦夫君	
大仁田 厚君		本岡 昭次君	

島袋 宗康君	高橋紀世子君	平野 貞夫君	廣野ただし君
森 ゆうこ君	渡辺 秀央君	大田 昌秀君	福島 瑞穂君
椎名 素夫君	西川きよし君	大渕 絹子君	岩城 光英君
阿部 正俊君	入澤 肇君	泉 信也君	小野 公成君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	泉 信也君	大島 慶久君
有馬 朗人君	入澤 肇君	小野 清子君	大野つや子君
岩城 光英君	上野 公成君	大島 慶久君	大野つや子君

太田 豊秋君
岡田 紀文君
加藤 広君
片山虎之助君
景山俊太郎君
北岡 秀二君
亀井 郁夫君
木村 仁君
沓掛 哲男君
小林 溫君
鴻池 祥肇君
佐々木知子君
佐藤 泰三君
斎藤 十朗君
山東 昭子君
清水 達雄君
世耕 弘成君
田浦 直君
田村 公平君
伊達 忠一君
常田 敬三君
段本 幸男君
中川 義雄君
中島 真人君
仲道 俊哉君
野上浩太郎君
南野知惠子君

狩野	千景君	扇
柏村	安君	加治屋義人君
金田	勝年君	河本
久世	公堯君	英典君
岸	宏二君	岸
小泉	顯雄君	後藤
博子君	近藤	久世
佐藤	昭郎君	金田
齊藤	滋宣君	柏村
桜井	新君	河本
清水嘉与子君	鈴木	英典君
谷川	政二君	岸
中島	勝嗣君	後藤
月原	勝中君	久世
中原	秀善君	小泉
鶴保	庸介君	博子君
中島	茂皓君	佐藤
野間	啓雄君	齊藤
林	爽君	桜井
西銘順志郎君	芳正君	清水嘉与子君
西銘順志郎君	芳正君	谷川

辻	泰弘君	千葉景子君	谷博之君	高嶋良充君	棟葉賀津也君	齋藤勁君	佐藤東君	輿石	川橋幸子君	勝木耕平君	大塚健司君	江本孟紀君	今泉昭君	若林正俊君	山下善彦君	山崎正昭君	山内俊夫君	森裕君	松村龍二君	松谷倉一郎君	真鍋賢三君	藤井基之君	日出英輔君
---	-----	-------	------	-------	--------	------	------	----	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	-------

福島啓史郎君	保坂	三藏君	舛添要君	岩田君
谷林	高橋	千秋君	正昭君	マルチ君
佐藤	佐藤	泰介君	雄平君	ジル君
小林	北澤	俊美君	恒雄君	秀樹君
江田	小川	敏夫君	力君	矢野
五月君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	英利君	山下
岩本	江田	北澤	山本	山本
司君	五月君	俊美君	太君	太君
池口	小川	敏夫君	英利君	英利君
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	山下	山下
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	山崎	山崎
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	森元	森元
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	宮崎	宮崎
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	三浦	三浦
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	松田	松田
脇	岡崎トミ子君	神本美恵子君	舛添	舛添

官 報 (号外)

内藤 正光君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	平田 健二君	福山 哲郎君	藤原 正司君	本田 良一君	円 より子君	篠瀬 進君	山根 隆治君	和田ひろ子君	魚住裕一郎君	薬科 満治君	木庭健太郎君	白浜 一良君	風間 旭君	遠山 清彦君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	松 あきら君	山口那津男君	山本 香苗君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	紙 智子君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

直嶋 正行君	信田 邦雄君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	堀 利和君	松井 孝治君	峰崎 直樹君	柳田 稔君	山本 孝史君	若林 秀樹君	草川 昭三君	加藤 修一君	高野 博師君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	鶴岡 洋君	澤 たまき君	浜田卓二郎君	高野 博師君	日笠 勝之君	鶴岡 洋君	澤 たまき君	浜田卓二郎君	高野 博師君	日笠 勝之君	鶴岡 洋君	澤 たまき君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

小泉 親司君	大門実紀史君	西山登紀子君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉川 春子君	大江 康弘君	田村 秀昭君	西岡 武夫君	平野 達男君	松岡満壽男君	山本 正和君	田 大脇	又市 雅子君	田 英夫君	大田 昌秀君	渡辺 秀央君	森 ゆうこ君	廣野ただし君	高橋紀世子君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	林 紀子君	吉岡 吉典君	畠 榮三君	練 三君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	------

小林美恵子君	富樫 練三君	高橋 練三君	高橋 紀世子君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	林 紀子君	吉岡 吉典君	畠 榮三君	練 三君	高橋 紀世子君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	林 紀子君	吉岡 吉典君	畠 榮三君	練 三君	高橋 紀世子君	岩本 荘太君	島袋 宗康君	林 紀子君	吉岡 吉典君	畠 榮三君	練 三君
--------	--------	--------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	------	---------	--------	--------	-------	--------	-------	------

反対者氏名

○名

官 報 (号外)

平成十五年七月一日 參議院會議錄第三十九号

第明治
三
種
郵
便
物
認
可
日

発行所
二東京一〇一 二番都五 独立行政法人國立印刷局
四号虎ノ門四五 港区八四四 丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二二〇円)
本号一部